7

地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの

㈠　地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものは、次に掲げるものとした。（第七条第一項関係）

(1)　出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人

(2)　出資金額の四分の三以上を市町村及び農業協同組合、漁業協同組合その他の非営利法人が出資することとなる法人

㈡　交通の確保又は産業の振興のための政令で定める市町村道、農道、林道及び漁港関連道は、次に掲げるものとした。（第七条第二項関係）

(1)　集落と集落又は公共施設を結ぶ市町村道、農道、林道及び漁港関連道

(2)　産業の振興に資する施設と集落又は公共施設を結ぶ市町村道

(3)　おおむね一〇ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする農道

(4)　当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三〇ヘクタール以上の林道

㈢　地場産業の振興に資する施設で政令で定めるものは、技能修得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設及び流通販売施設とするものとした。（第七条第三項関係）

㈣　集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とするものとした。（第七条第四項関係）

㈤　再生可能エネルギーを利用するための政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するものとした。（第七条第五項関係）

(1)　太陽光を電気に変換するための施設又は設備

(2)　風力を発電に利用するための施設又は設備

(3)　水力を発電に利用するための施設又は設備

(4)　地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

(5)　太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

(6)　大気中の熱その他の自然界に存する熱（(4)及び(5)に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

(7)　バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

(8)　バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

㈥　法第一四条第一項第二四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとした。（第七条第六項関係）

(1)　集落と集落又は公共施設を結ぶ市町村が管理する都道府県道

(2)　産業の振興に資する施設と集落又は公共施設を結ぶ市町村が管理する都道府県道

(3)　林業用として継続的な使用に供される作業路

(4)　農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設

(5)　商店街振興のために必要な共同利用施設

(6)　住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設

(7)　除雪機械

(8)　簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設（平成一九年四月一日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更により簡易水道施設でなくなったものに限る。）

(9)　市町村保健センター及び母子健康包括支援センター

(10)　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備

(11)　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

8

基幹道路の指定等

㈠　法第一六条第一項の政令で定める関係行政機関の長は、市町村道については国土交通大臣、農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とするものとした。（第八条第一項関係）

㈡　都道府県は、市町村道の新設又は改築に関する工事を行うときは、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示するものとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも工事開始の場合に準じて告示するものとした。（第八条第二項関係）

㈢　法第一六条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとした。（第八条第三項関係）

㈣　㈢の都道府県の権限は、道路法施行令第四条第一項第三八号及び第三九号を除き、㈡により告示する工事開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとした。（第八条第四項関係）

㈤　都道府県は、道路法施行令第四条第一項第二四号又は第三一号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴くものとした。（第八条第五項関係）

㈥　都道府県は、道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第一二号、第二四号、第二五号、第三一号、第三二号、第三三号又は第四〇号の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知するものとした。（第八条第六項関係）

9

㈠　都道府県は、公共下水道管理者の権限の代行

都道府県は、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行うときは、当該公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を告示するものとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも工事開始の場合に準じて告示するものとした。（第九条第一項関係）

㈡　法第一七条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものとした。（第九条第二項関係）

(1)　下水道法第一五条の規定により施設に関する工事の施行について協議し、及び当該工事を施行させること。

(2)　下水道法第一六条の規定により施設に関する工事を行うことを承認し、及び当該承認に条件を付すること。

(3)　下水道法第一七条の規定により施設に関する工事の施行に要する費用の負担について協議すること。

(4)　下水道法第二四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により協議し、並びに当該許可に条件を付すること。

(5)　下水道法第三二条の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれらの行為による損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

(6)　下水道法第三八条第一項若しくは第二項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第二項第二号若しくは第三号に該当する場合を除き、同条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

(7)　下水道法第三八条第四項及び第五項の規定により損失補償について協議し、及び損失を補償すること。

(8)　下水道法第四一条の規定により協議すること。

㈢　㈡の都道府県の権限は、㈠により告示する工事開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとした。ただし、㈡の(5)及び(7)に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができるものとした。（第九条第三項関係）

㈣　都道府県は、法第一七条第三項の規定により㈡の(4)、(6)又は(8)の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を公共下水道管理者に通知するものとした。（第九条第四項関係）